

4-4 受注者の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合 [契約約款第22条]

●天候の不良等受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないとき。
[契約約款第22条第1項]



●受注者は、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長の変更を請求することができる。[契約約款第22条第1項]



●発注者は、受注者から請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。[契約約款第22条第2項]



●発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。[契約約款第22条第2項]

「受注者の責めに帰すことができない事由」の事例

- 天候不良（雨天、積雪、異常高温、異常低温など）の発生が平年に比べて顕著であった。
- 資機材や労働需要の逼迫により全体工程に影響を生じた。
- 発注者の行う関連工事等の調整への協力を行った。
- 不可抗力（暴風、豪雨、豪雪、地震、地滑り等の災害発生など）の事象が発生した。

契約約款第22条に係る変更手続

